

薩藩関係史料収集状況の一端を伺う

—市来四郎宛書簡（ほか）から—

荒田邦子
(本館 資料調査編集員)

一 はじめに

本年度も「鹿児島県史料 玉里島津家史料八」を予定通り刊行するはこびとなつた。

調査史料室（前史料編さん室）では、平成三年度より『玉里島津家史料』の刊行を続けているが、本史料は現在、鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託資料のうち、書簡ほか古文書史料二八二〇点を収載する。

今後、第十巻（平成十二年度刊行予定）のち補遺編として「南部弥八郎 報告書」全二巻を刊行し、すべての古文書史料を収めることとなる。

現代では、多くの博物館・図書館施設でコンピューターによる史料検索が可能となつていて、現在刊行を続いている古文書史料の収集作業が、旧薩摩藩をあげて本格的に行われ始めた明治年間には、すべて人から人への地道な作業によって行われていたのである。

周知の通り島津家関係史料は、

① 齋彬の臨終に山田壯右衛門と申すものに目を閉いたら、江戸邸納戸蔵に納め置た文庫と、手許に在る一函は大事な書付入れ置たがら直に焼捨てよと申付、

『玉里島津家史料八』の校正作業と併行して、第九巻（平成十一年度刊行予定）の編集作業を行つてきたが、同史料には明治十五年から明治二十二年までと、年代不明の文書が収載される。その中に薩藩関係史料の収集に関する書簡等が含まれるのでここで紹介したい。

② 慶応二年十二月江戸邸を庄内藩、其他が幕命を受けて攻撃の際家宅倉庫に至るまで悉皆焼かれ（中略）帳簿類も同時に鳥有に帰し（中略）京都大坂の邸も戊辰正月よりの兵乱に皆無に散逸、
③ 明治五年の春故大山綱良が県知事当時権参事でありました。鹿児島人は旧習が抜けないと云ふ事よりして、藩庁及び監察局用部屋其他の書類でござりました。其焼棄しました

(4) 明治十年西郷等擾乱の際旧藩主別邸内に在る家宅倉庫の類兵火の為に悉皆焼亡しました。此時旧藩主が手許に在りし書籍書類も悉皆焼

けました。(『史談会速記録第三十八輯』「史料調査に関する意見附
廿三節」全て原文通り)

以上のような理由によりほとんど残されていない。

そのような中で、あらゆる惨禍を免れることとなつた当時久光所蔵の『玉里島津家史料』は、『忠義公史料』等の幕末・維新期における薩藩関係史料編纂時に原本史料として大いに活用された。

島津家では、齊彬公をはじめとする幕末維新の島津家当主等の業績を後世に伝承する必要性から、明治十五年より市来四郎を中心とした編集方によつて、藩政関係を中心とした史料の収集・編纂をすすめていた。

編集方設置の経緯については『市来四郎君自叙伝』(「編集方御取設顛末」(東郷重持著『鹿児島県史料 忠義公史料七』所載))に詳しいが、

明治十八年十月十五日に島津家家記編集方嘱託を受け、同月十九日、豊

民館跡に編輯所を創建してその活動が本格化していく。明治二十一年七月十日、宮内省より嘉永六年から明治四年に至るまでの薩摩藩の事蹟を記録し上呈することを命ぜられ、東京にも編集方出張所を設けることとなり、さらに、史料の捜求・収集の便宜をはかつて宮内省から各家へ書類提出の達しがあり散逸していた史料が市来の元へ集められるようになつた。そうして出来上つたのが「島津家国事執掌史料」である。

市来四郎という人物は、早くから齊彬のもとで集成館事業にたずさわり、齊彬没後も藩政の重要な実務に関わつていて、一般に歴史学者としての認識はされていないが、市来の個人的な記録である「石室秘稿」にみられるように、その職務に関する事柄を類記し続けるなどの地道な作

業を厭わず、歴史史料の収集・編纂には好適の人物であつたといえるだろう。

三 『玉里島津家史料』収載文書による史料収集の進め方

後に添付する史料をもとに、おおまかではあるが、『市来四郎君自叙伝』(以下『自叙伝』)を参考に史料収集状況についての経緯を追つていきたいと思う。

なお、史料はすべて『玉里島津家史料』(九・十巻)に収載されるものであり、各々すでに付された文書番号を持つが、便宜上こちらで付した番号によつてすすめていくことにする。また、すべて原史料のまま全文を掲載した。史料提供の背景等がうかがえ、興味深く読んでいただけると思う。

まず、年代比定がなされている史料のうち、①②については二通とも差出人は高崎正風である。①は前年十二月六日に久光が薨去した直後で、この当時の市来の落胆ぶりはいかがなものであつただろうか。

予は島津家家記の編録を奉命せし以降、事々公の直命を承け、日々の筆を執りしを以て、公の遠逝は殆んど耳目の感を喪ふに等し、失意茫然たること数日に亘れり、(『自叙伝』)

安政五年、齊彬の訃報を琉球で知つた時と同じくらい失意茫然としたという。そのような中で史料提供と史料編纂事業に対する期待の声はたしかに強く響いたであろう。

③ は、明治廿二年九月、「久光公御手許文書類控」は編輯局から玉里

島津家へ史料調査、あるいは提供の依頼目録である。中には、『玉里島津家史料』の目録に記載はあるものの原本が未確認のため、刊本には未収載のままになっているものも有するが、それらに関しては今後、担当者の検討課題である。(現段階で未収載文書は『玉里島津家史料十』に原本確認後、収載予定)

(4)以降は明治年間ではあるが、年代不明とされている。

明治二十一年は三月から忠義公、忠濟公が故久光公の国葬を賜つたお札に上京した際、市来も同行を命ぜられ、在京中は「日々島津家御縁族及び伊達宗城・松平春嶽諸公、其他御先代以来内外事項に関連在せられたる各華族方を訪問し、前久光公の近世歴史編録に係る御意見を申述し、島津家家記の編集に従事する顛末を説き、生存の方へハ事実の有無、真偽を糾し、又ハ所蔵の文書類を借覧謄写しぬ」(『自叙伝』)とあるよう、精力的に史料収集に奔走し多くの人物と面談している。

(4)～(12)は五月から七月に書かれた書簡であるが、そのほとんどは明治二十一年との比定ができる。

市来は明治十五年から数度にわたって上京するが、十八年一月～五月、二十二年二月三日～三月十四日、同年十一月四日～明治二十三年一月四日、同年八月二十一日～(同年十二月までの記述で『自叙伝』は未完)と、滞在期間が合致しない。

(12)のみが十八年と二十一年の可能性を残すが、十八年の上京では「家令東郷重持に会し、島津家国事缺掌録編纂の件を談じ、岩下方平・伊地知貞馨・黒田清綱・内田政風の諸氏に会談し、編集事件を懇議したり」し(『自叙伝』)、史料を「岩倉氏拝借被致候」(12)ことにはふれていない。明治二十一年以前には、まだそれほど広い範囲での収集活動はおこなわ

れていたのではないか。どうか。

(4)～(6)は旧会津藩士である秋月胤永差出しの書簡で、会津藩関係書類の収集について書かれている。旧会津藩家老であつた山川浩を紹介し、「旧君臣の喜悦大慶不過之旧主ニ拝見為仕候ハ、何と感戴可仕也、御札筆紙ニ難尽シ次第ニ御座候」と述べているが、一転して廿七日には「維新史料記載之義ハ速ニ差止め申遣候」と書き送つてある。『自叙伝』に「松平容保君(旧会津)保藏の宸翰類、天覽在せられんことを請願したり、同公諾し給ひぬ」と記されていることの経緯が、この書簡によつて伺い知ることができる。

(8)は土佐藩に関する史料収集に際して、史料所蔵者に関する情報などを

(7)、(9)～(11)は、後藤象二郎(7)、伊藤博文(9)、永井尚志(10)(11)との面談日時についての書簡であると思われる。それなどのような会談がなされたのかは明らかでないが、市来が直接出向くことが前提となる文面から、取材ではないかと推測される。特に、(10)の永井尚志への面談依頼に対して、この書簡が明治二十一年のものであるとすれば永井も高齢であり、「往事忘却確タル御答等申上兼候」との返答もあるであろう。

市来が帰県後も、東京編輯出張所主管となつた寺師宗徳が数人の写生を雇用し、「国事に勤労ありたる人々は、殆んど漏すなく回訪して、文書を借覧し、又は経歴を親問し」た。(『自叙伝』)

また、明治二十二年三月二十五日、東京星ヶ岡茶寮において史談会を発足させ、その会約に、「二会日を毎月十五日と定め、午后三時より星ヶ岡茶寮へ来集の事」としている。(13)は、史談会の時間変更についての

連絡と考えられ、寺島宗則へも伝えるよう依頼している。「御宮殿下にハ今朝復東宮方へ御回ニ相成候ニ付」とあるが、二十四年より赤坂離宮内に旧藩事蹟取調所と称した事務所を設けており、寺島宗徳の存命中（明治二十六年六月七日没）であることから、⑯は明治二十四年か二十五年の十二月十五日と比定できるであろう。

⑮については、三島通庸の死亡に関する記事から、明治二十一年との比定が可能である。また、「旧記雑録」、「寛永軍徵」等の所在判明、史料借用についての記事があり、当調査史料室から幕末維新関係史料と併行して刊行されている史料（平成十年度は『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』刊行）の明治期における調査、収集状況も知ることができ興味深い。

⑯は「旧邦秘録」命名にかかる市来日記の抜粋であり、その経緯、史料をとりまくエピソード、さらに市来の史料収集へのさらなる欲求がひしひしと伝わってくる。

四 おわりに

以上、筆者が『玉里島津家史料』の編集作業の中で特に興味をひいた島津家編輯所の史料収集にかかる文書十六点について、私見を述べてきた。

現在『鹿児島県史料』として刊行中の史料は、有名無名に関係なく、市来四郎を中心とする鹿児島内外の多くの史料編纂に関わった人々によつて作り上げられてきたことをあらためて感じる。

『玉里島津家史料』は、各幕末・維新関係史料の原本として利用され

たため前出史料（『玉里島津家史料』では、『鹿児島県史料』既刊分「忠義公史料」「斉彬公史料」との重複分のみ附註）が少くないが、あいさつ程度の個人的書簡も多いので事象をとりまく環境が把握しやすいのが大きな特徴ではないだろうか。これまでの編纂史料にはない視点から事象を見ていくことも可能にしてくれるものと思う。

藩政に終始しない個人的な史料は、さらなる想像力を膨らませ、歴史への興味をかきたててくれる。

【資料】

① 一八四一号

高崎正風ヨリ市来四郎へ？（編纂事業其他ノ件）

明治廿一年一月十六日

一書拝呈、爾後も不相変御清安、編集事業ニ從事候半と奉敬賀候、二二
野生錦地御発後西京二十日程滞在、去九日同所出立、十二日午後一時過
横浜ニ着体、直ニ入京、聊之草臥もなく相勤居候間、乍余事御放念可被
会始ニ際し不得寸暇、今朝漸西郷海軍大丞へ霞時面晤を遂ケス、略高見
編集事業一件も相咄置候、然ニ同人甥市来政方故六左衛門氏末男氏ニ面し
右之咄ニ及候處、是非先生へ相伺度との事故、幸ニ御面し万事御咄合相
成候ハ、海軍大丞へ之通路相開ケ大ニよろしからんと存候、同人ハ未
少年ニ候ハ、五六年間洋行もいたし、末頼母敷人物と存候間、万般無御

包藏御咄被下候ハ、同人も本望ニ可存と奉存候、右件同氏之御願ニゆ
つり、先は不取敢御礼旁如斯候、草々頓首、

一月十六日

高崎正風

③ 二八四五号 明治廿二年九月十七日

久光公御手許文書類控（平野二郎ノ培覆論・真木和泉ノ迅
速、天祐兩論其他）

② 二八四二号

明治廿一年三月三十日

高崎正風ヨリ市来四郎ヘ（?）（薩藩史料ノ件）

任幸便一書拝呈致候、益御清穆欣賀之至り候、去冬滞廳中御依頼有之候
儀、早速取調可差出等ニ候處、日夜繁惱ニ而意外ニ延引相成候、弊宅
ニ有之候は格別御材料ニも相成申間敷被存候へとも、有事限写させ差出
候、其中ニは從來他見ヲ憚り候者も有之候へ共、玉里老公厚き思食ニ
感佩致、且は旧邦秘録及薩州人物伝之成功ヲ希望し、篋底ヲ払ひ供貴覽
候間、其御含ニ而他ニ散布致さる様御注意冀候、鎌田正者へも申入置
候處、三冊差出候間、同封ニテ御送附申上候、

吉井・仁礼二翁へ之御伝言も委細申入置候、

一故黒田従二位殿長薄公碑文取調ニ付、別紙件々同家より依頼ニ而其係

瀧田懋吉より差廻候箇条書差上候間、乍御面倒御取調早々御回し被下度、
偏ニ御依頼申上候、同公は順聖公之大叔父ニ被為當、嘉永二年之事變之
折も深く御心配有之事共不少由、兼而承居候事故、別而御詳密ニ御取調
之程奉願候、右碑撰文至急ヲ要し候趣ニ付、其御積ニ而奉願候、余は期
後便、草々頓首、

三月三十日

高崎正風

一 帆裏鳴虫
右岩倉公ヨリ 従一位公江御贈り相成候、
文久三年之冬カ

一 培覆論

右文久元年ノ冬頃カ 平野次郎ヨリ 従一位公へ奉呈之書

一 迅速論

天祐論

右文久二年ノ春、従一位公へ平野次郎ヨリ奉呈、取次小松帶刀
真木和泉守建言

右文久二年春、当所へ参リタル節奉リタル建言書

右同時同人ガ当地旅人問屋へ残置候小柳籠ニ入付有之候書付

近衛家御父子ヨリ国事ニ係ル御書翰類中ニモ文久元年ヨリ二三年頃ノ
御書類

一橋又ハ越前侯・脇坂侯・久世侯・松平周防守・水野和泉守等ヨリ文
久二年以來ノ御書翰類

三条殿・正親町殿・徳大寺殿・其他堂上方御書翰類

一尹宮・山階宮・其外御書翰類

一岩倉殿・御書翰ハ殊更必要

一三条殿及ヒ毛利家御父子・太宰府又ハ山口ヨリノ御書翰
一黒田侯・南部侯・岡山侯・国事ニ罹ル御書翰

御在職中、其他諸人建白類數十冊

但、一ト箱二御入レ付ナリ、

一真木和泉守、文久二年ノ春入国ノ節、残シ置キタル書類一ト箱

一順聖公御書翰

一勝安芳・大久保一翁書翰類

一小松・大久保等力奉呈ノ書類

但、其他ノ者共ノ書類モ

一從一位公御書留ノ御書類

但、時々半切紙一ト箱二御端書ノ類モ多クアリトノ 尊話モ拝聴ス、

一御調べ之令乃義解

一齊興公御事蹟御自記

一齊彬公御事蹟御自記

一御自ラ御調べ之薩隅日古今人物アリトノ 尊話モ拝聴ス、

一維新前後異論者ノ建白類、則川上助八郎等力如キ者カ書類モ、當時國

内ノ事情ヲ知ルノ一端云云ノ 尊話モ拝聴ス、

一維新前後御家老ヨリ日々ノ日揚書類御保存ノ由モ拝聴ス、

一御作ノ詩歌集

一忠義公ヨリ御奉呈之御書翰類

右件々之御書類此涯拝見、又ハ編修局へ御下ケ奉願候事、

廿二年九月十七日

(4) 二八四六号

明治（何年？）七月七日

秋月胤永ヨリ市来四郎へ（旧会津藩記録ノ件）

(5) 二八四七号

明治（何年？）七月廿六日

秋月胤永書翰 宛名不明

昨日ハ御懇書被下奉拝謝候、時節柄トハ乍申連日濛々敷不堪鬱陶候処、
御家京中益御清福被為在奉賀候、扱ハ過日遠路僻地蒙御尋、久ふり談旧
御高話相伺不堪感佩之至候、直ニ參謝仕度候処、日頃の要心臓の病ニ而
難渋肝ニ波及、此五七日前更ニ強発、又御来談故之件ハ山川浩ナル者旧
主家の事ニ専ら関し居候ニ付、同人御用出漸々帰京故、彼件嘶度坏心
頭種々内外ニテ取紛レ、過日漸々相伺候処、全ク下ニ二番町二十八番地ハ
覺候処、御尋申上不相分、遂ニ平野君へ御照会、更ニ漸々昨日相伺候、
同日御不在ニ而晚刻帰宅之処御罷上被仰候、明八日八時頃より御来談可
被下、其上御家令西郷君御同導被下候云々、正ニ承知仕払席待上候条、
此僻地迄の御枉車ハ實ニ恐入候ヘ共、御光臨之程願上候、只以昨日御留
守の方へ申上置候つき、日頃被仰聞候云々の要件御認被下候得ハ小生此
ヲ持參、日光旧主出張所迄出向候歟、又ハ病人の様子甚夕あしくも候ハ、
余人遣し候歟、

久光公の御美旨被申 貴台の御高誼ヲ旧主ニ篤候而承、彼我大美ヲ成度
奉存候、令姪君へ相願候 貴台へ御依頼之御書付共ニ 御勅書ニ付而被
仰上候御写し共ニいたゝき度奉存候、余ニ付明日之拝姿候、頓首、

七月七日

秋月胤永

市来賢台侍史

(端書)
「此程郷里人來候間、噴火ノ写真遣候間來簡、一同掛御目候、」

朧雲莊誦入暑格別二覚へ候処、益御清安被為渡奉謹賀候、過日ハ昇野望外蒙懇待不知故謝、然上彼の

御一冊拝見被仰付日頃高話相伺候下名之義、反覆拝讀感泣不事候申サハ、先年旧藩主奉

勅之証拠ものと申氣味ニ而、且ハ御藩へ被下居候事ナレハ、明々白々の義、旧君臣の喜悦大慶不過之旧主ニ拝見為仕候ハ、何と感戴可仕也、

御札筆紙ニ難尽次第二御座候、然処日頃申上候通り日光ニ参り候、此程

旧領磐梯山壹条ニ而同地へ赴候条、速ニ拝見も為仕兼候仕合ニ御座候、然ニ今日御用故一応返上仕候様被仰下、又も拝見可被仰付旨被仰付候処、何卒本日御用済之上、更ニ拝見相成候様願上候、実ハ日頃申上候先年公用人相勤候小野權之丞守とは、先年御内書被下置候節ハ、毎度御文字ニ似七写し取居候間、此頃拝見之御書同人ニ談し置、未タ半ニ至ラス候、何卒又候拝見願上度、直様御戻し申上候、乍末寺師様へも宜被仰達被下度煩し上候也、

七月廿六日

秋月胤永

(6) 二八四八号 明治(何年?) 七月廿七日

秋月胤永書翰 宛名不明(松平容保へノ勅書ノ件)

態々之御懇書謹誦仕候、さし上候御一書、維新史料と申ものニ記載有之云々被仰下候処、今日此の御懇待を蒙リ候、下名何ニ御隠し可申や、旧主容保斯く迄精忠 天幕ニ事へ奉り候而 先帝聖明の眷愛ヲ蒙リ、不肖

の生等參佐之末ニ列シ、遂ニ忠か不忠と変シ、善か惡と相成、天地易位の場合と相成、生等之不行届ハ勿論ニ御座候得共、実ニ臣子之情所不忍ニ御座候、依之何時か此を洗雪せんトノ一念ハ終始無息、せめ而ハ聖明御旨趣之所被為在ニ而も世ニ明シ度存候まゝ、一二の有志者ニ明し候事も有之、今更御忠言をいた、き候而、實ニ愧謝スル外無御座候得共、意中之程御諒察被成下、可然其御向へよろしく御取計被下度懇願仕候、維新史料記載之義ハ速ニ差止め申遣候、

一拝見仕掛候、

御一冊之義ハ、全ク旧主守護の職奉スル際、奉

勅の証拠ものと申様なる姿ニ而生等拝見スラ感泣喜躍之外無之、まし而旧主親しく拝見仕候ハ、何と申候歟、其意中實ニ被察候、唯々此上旧主ニ一応拝見為仕度、若松より間もなく日光へ參候都合と承候間、更ニ一応拝借被仰付写し取直ニ日光へ持參、拝見為仕度旨趣之外無御座候条、尤余所人拝ニ為見候義ハ固く禁候間、何卒御都合を以、此ものへ御貸附被下度奉懇希候、頓首謹言、

七月廿七日

秋月胤永

(7) 二八七五号 明治(何年?) 月日不明

後藤象二郎ヨリ市来四郎へ(返答延引ノ謝状)

拝啓、先日來は段々御光臨被下由之処、始終不在不敬仕候、然は其節御申置候次第二就、來ル二十一日午後三時拝侍可仕候間、同日御差支も無御座候ハ、御光臨可被下候、早々拝答も可仕筈之処、近日取込候義有之、

拝答遅々之罪万々御海容奉願候、委細は期拝顔右御通報迄、早々如此御座候、頓首、

後藤象二郎啓上⁽⁴⁾

市来四郎殿御侍史

六月十九日

⑧ 二九〇一號

明治（何年？）六月廿九日

堤泰平ヨリ市来四郎へ（久光公及容堂公ニ関スル記録ノ件）

一書呈上仕候、先以益々御安泰可被成御座奉謹喜候、陳ハ過日は御取紛之御都合も不顧、推參仕恐縮之至ニ御座候、其砌申上候日野春艸手前承合候處、久光公之御筆も記録中御座候趣、然ニ当月は銀行之方月番ニ而繁多ニ御座候故、來月ニも相成候ハ、容堂事跡も取調仕候間、旁詮義仕可然御事跡も御座候ハ、書抜差出可申答ニ御座候間、取調等相成候ハ、可申上候と、尚亦細川潤次郎へも通知仕置候間、是亦時合可申上、先は書中早々如斯御座候、頓首、

六月廿九日

堤泰平拝

市来四郎様

一伸、過日相願候通、容堂事跡御見聞等被成候ハ、宜敷奉願候、

⑪ 二九一五號

明治（何年？）六月廿三日

某氏（清）書翰 宛名不明

⑨ 二九〇三號

明治（何年？）六月廿七日

寺島宗則書翰 宛名不明（市来四郎ヲ伊藤博文へ紹介ノ件）

拝呈、一昨日御妨申上候、爾來益御安康珍重奉承賀候、
一御意見書篤ト拝閲仕候處、毎条御同案他ニ心付も無御座候、本日一寸

過日市来四郎氏より伊藤伯へ面会之義頼入度旨承候間申入候処、明後後三十日午前其私宅へ参り吳候様承候、同氏宿所承り置不申候間、乍御面倒御通可被下御依頼仕候也、

宗則

六月廿七日

⑩ 二九一四號

明治（何年？）六月廿九日
某氏（清）ヨリ市来四郎へ（水神八百松懇親會合ノ件）

拝啓、益御安康珍重奉賀候、昨日御申合之通、來月三日水神八百松御會話申義永老人へ照会致候處、何等差支無之罷出候、尤往事忘却確タル御答等申上兼候間、右ハ前以申上置候との事ニ御さ候、依而三日ニハ御出かけ小梅へ御立寄相頼度、自然御間暇にも御座候ハ、午前より御來駕可被下、水神ノ方ハ午後よりと申聞置候、此段勿々如此御座候、頓首、

六月廿九日

清

市来様

三条公旁大臣へ云々の事ハ今朝山口へ申聞候間、序一寸申上候、

六月廿九日

堤泰平拝

市来四郎様

一伸、過日相願候通、容堂事跡御見聞等被成候ハ、宜敷奉願候、

某氏（清）書翰 宛名不明

⑪ 二九一五號

明治（何年？）六月廿三日

某氏（清）書翰 宛名不明

松戸へ帰宅仕候間、御本書ハまつ返璧仕候、其内岩公御事業局ノ分拝借之上、更ニ御相談申上候様可仕候、

一永井ヘ面会、昨日御申合之件示談仕候処、承諾ニ御座候、小生三四日ヲ経、出京仕候ゆへ、其節更ニ御協議御同行相願度候、要司のミ早々捧呈、頓首、

六月廿三日

清

(別紙)

「昨夢紀事御写済相成候ハ、越前家へ御返相願度御含可被下候」

十二月十五日

薄肱

⑫二九一七号

明治(何年?)五月一日

某氏書翰 宛名不明

肅啓、時下酷熱之節、益御清適御起居被遊候条為邦家奉欣悅候、陳は過日は御陪席仕大幸之至ニ奉存候、其節岩倉氏拝借被致候御書類定納可仕被相托候ニ付為持上候間、御査収被成下度候、昨日は岩下・黒田両議官御同伴ニ而御来局被成下候共、折節私は不參中失敬仕候段、御海恕被成下度奉願上候、何れ其内拝趨愈可奉謝候、早々頓首、

五月二日

星 林門

⑬二九二〇号
明治(何年?)十二月十五日
某氏ヨリ市来四郎へ(会合時間繰延ノ件)

⑭二九五三号
(年代不明)十一月廿六日
内田政風ヨリ市来四郎へ(鹿児島ニテ招待会合ノ件)

(年代不明)十一月廿六日

御讃然は本日ハ拝趨之事昨夜申上置、今朝磯邸ニ伺出、東郷・迫水之二子へ面会候処、東郷氏少々遅刻ニ可相成ニ付、五時比よりと御約束申上置候処、過刻玉里ニ伺得は、今日ハ鶴鳴館ニ晩食ニ御招請いたし候旨、有村氏へ申入置候処、同人御案内を昨日失念、今朝相伺候処、既ニ磯ヘ御出掛けとて、玉ざとニ御伺ひ之上可申上と御待居申候との事ニ有之候故、乍遺憾今日ハ云々之約束有之、豊民館へ可参ニ付御断申上候と申候処、其儀ならハ此方より可相断ニ付、是非可參與、尤東郷氏へ申入候知事始既ニ及通知置候事故、是非々々と申事故豊民館の方不信不相成候様取計相成候ハ、參上すべくと相答置候、定而最早玉ざとより通知相

昨夜の御申合にてハ、今日午後三時との事ニ御座候処、御宮殿にハ、今朝復東宮方へ御回ニ相成候ニ付、島津公爵へも已ニ今早天拙者罷出、今朝御来車の処を午後二時ニ御操代被下候申入置候条、吾人の御会ハ一時間引のばし午後四時揃の御都合に被成下致候、此儀ハ御宮殿下にも御許容の事ニ御座候、依て岩下子へハ拙者より右の次第申入候故、閣下よりハ寺島伯へ可然御報道願上候、早々頓首、

二伸、海江田議官の御慣励ハ不一方由に付、大ニ御悦の事也、

市来四郎殿

成候事と存候、このだん形行為相改候、早々頓首、

此内略御覽二入置候朝鮮閔原草稿、重モニ近日調ヘニ着手之積ニ候間、

十一月廿六日

正風拝

市来様

上可仕候、旧記雜錄ハ寔ニ珍書ニ御座候、
早目之方奉頼上候、

(15) 三〇三三三号

(年代不明) 十一月六日

柴山景綱ヨリ市来四郎へ(?) (旧記雜錄借用其他ノ件)

拝啓、追日秋冷之候、愈益御安康可被為在之由奉大賀候、隨而小弟ニモ

無異消光、乍余事御放念可被下候、陳ハ此内御在京中ハ色々御世話様ニ成上、此方ヨリハ一向行届不申、平ニ御宥免被下度候、爾來尊翰被下候

得共、三島病氣、日夜看護、其他旁ニ取紛レ甚失敬仕候、同氏モ八月廿二日夜明ケ塩原ニ而発病、翌廿三日午前二時過、高木彼之地ニ着、廿八日帰京、以來実吉・橋本辺、獨人ペルツ等モ診断、秘術ヲ尽シ養療相加

候得共、遂ニ無其効去月廿三日午前八時二十分死去仕候、實ニ残念ニ御座候、彼之人存命候ハ、行末

天子御安眠被為在事計リ工夫之仕由承候、返ス

遺憾之次第、君之御伝言等ハ委細申聞置候、是モ早昔ニ罷成申

候、扱今度ハ久木田弘介どの便ヨリ御秘藏之旧記雜錄三冊、庄内叛賊壱冊御送附被下難有奉謝候、然ルニ旧記雜錄三冊ハ可被下トノ由、寔ニ恐縮ニ奉存候得共、拝戴仕候御芳志幾重ニモ奉厚謝候、

一寛永軍徵十六冊、有馬方ヘ御送リ被下候由之處、今般河野圭一郎家内便ヨリ送リ遣ストノ事申来候ニ付、近日取リニ遣ス積ニ御座候、返ス

難有奉存候、右書類ハ追々写取御返上可仕置ニ御座候間、其内 御拝借

奉願候、

(16) 追加 一五五号 明治十九年六月十五日ヨリ十八日ニ至ル

市来四郎日記抄(久光公ヨリ旧邦秘錄ノ命名其他)

十一月六日

柴山景綱

一久光公御実伝 捨冊(約壱冊百五拾枚平均)

一内訣記 二捨冊(約壱冊五拾枚平均)

右 久光公御存命中、厚キ御沙汰ヲ蒙リタルコトアルヲ以テ隠居仕事ニ編纂スル心得ナリ、中ニモ久光公御実伝ノ如キハ安政五年齊彬公薨去ノ際御遺命御奉承迄草稿成レリ、

又内訣事件ハ久光公御存命中拝承ノ事柄、今日ノ史伝ニ載スル所ニテハ御勳蹟ヲ汚スコトアリテ、四郎聊カ當時ノ事情ヲ見聞記憶シ、或ハ春嶽公、黒田長溝公、伊達宗城公御尽力ノ次第ヲ承リ、其材料モ已ニ三拾余冊ニ及ヒ居ルコトナレハ充分取調置カン心得ナリ、

久光公御筆 明治十九年六月十五日

日記抄

明治拾九年六月拾五日曇

午后五時過玉里御邸ヨリ御用封持セ来ル、是ハ過日 正二位公江奉願置候編纂書名御見立被成下候様言上ニ及置候處、本日御家令江御下ヶ相成候由ニテ為時被遣タリ、旧邦秘録ト御見立被下候御筆ノ併被相下候、誠ニ難在次第ニテ実ニ旧邦ノ御機密ナル事、実記載候故、右通御名付被下候トノ仰ナクトゾ身ニ余レル難有、誠一千載ノ冥賀此事ナリ、

明治拾九年六月拾六日曇

磯御邸ニ出頭イタシ、御家令東郷氏江昨日御書名御下相成候段申出、然シテ從二位公江拝謁被仰付候間、右之次第共詳ニ申上候處、御満足被思召候、

正二位公書名御見立被下候御筆、東郷氏被申ニ字体ヲ割リ小シテ、是ヲ版ニ致シ每書ニ押候テハ如何可有之哉之旨被申聞候、如何ニモ左之事故其通取計候様申置候、

明治拾九年六月拾八日折々雨

拾二時ヨリ玉里御邸ニ出頭、從五位公江拝謁編纂書名御下被下候、御礼御申上被下候様奉願候、尚編輯方之御咄申上、或ハ沖縄御漫遊日誌草稿入貴覽、緩々御咄申上、夫ヨリ御賄頂戴之後、正二位公江拝謁書名御下被下候御礼申上、且ツ東郷氏ト相談ニ及候外題、上版シテ相用度趣共モ言上致、且生麦ニ於テ英人殺害之事実御咄被下、夫等ノ御咄ノ終リ

ニハ現今條約改正會議ノ件ニ付、御憂歎之御咄共寛々奉伺、午后四時退邸致候、

又文久元年西郷ヲ島ヨリ呼返シタル際、小松・中山・大久保等異論アリテ、予カ此節上京ハ尚不宜トノ事ニテ充分大論トナリ、翌日中山ヨリ西郷ヲ御前ニ御呼出シ被下、其不可トスル理由ヲ御聞取被下度ト申出候ニ付、其通翌日呼出シタルニ御前ニハ乍恐地ゴロナレバ、充分諸事ニ御注意ノ上御踏出ニアラサレハ、事情ニ御暗ク且ソ外方江ノ御氣合モ有之、公武ノ間御趣意ヲ御貰キ之事可難出来トノ意味ヲ以テ、種々様々ノ議論アリタリト、別冊親話記ニ記スルカ如ク、詳ニ御説明被下之等ハ、世上ノ伝説史上ニ載スルコトハ甚タ稀ニシテ、或ハ誤謬ノ点甚タ多ク候、又仰ニ昔ヨリ三ヶ国ハ貴賤共ニ人物出タルニ其徳行ヲ記シタルモノ尠シ、只称名墓誌ノ小央アルノミ、其後人物モ尠カラサルナリ、近代小松・西郷・大久保・岩下如キ天下ノ人知ル処ノモノ輩出シタル、其為人ハ却テ他人ノ記スモノノミ、畢竟文筆ニ拙キ故ナラン、中ニモ高崎・山田等力如キハ其始末如何ナルカハ予ハ其人物ヲ聞度思ヒシモ其時分ヨリ灰カニ聞及處、予ニ拘ハル事故、御附ケ人抔ハ家来共江巖敷申聞タルモノカ、ノ人物伝ヲ古今共ニ記シ置度思ヘリ、予モ加勢スヘシトノ仰ヲ拝承、意外ノ仰余リニ難有奉存シ故奉畏御請申上置候、

○旧邦秘録ノ下稿凡九百余冊(壹冊凡五拾葉)

右三拾三年拾月一日 追水久中等江引渡

(1) 山川 浩 会津藩家老（弘化²—明治31）

(2) 秋月胤永 会津藩士（文政7—明治33）

(3) 小野権之丞 会津藩士

(4) 後藤象二郎 土佐藩士・政治家（天保9—明治30）

(5) 日野春艸（寺村左膳）

土佐藩士（天保5—明治29）

(6) 細川潤二郎 土佐藩士・洋学者・法制学者・文学博士

（天保5—大正12）

(7) 永井尚志 幕府官吏（文化12—明治24）

(8) 東郷重持

(9) 追水久中

(10) 実吉安純 海軍軍医（嘉永元—昭和7）

(11) 橋本綱常 陸軍軍医監・医学博士（弘化²—明治42）

(12) ベルツ 独人内科医、明治9—明治38日本滞在（1849—1913）

※人名注は、主に史料提供や情報収集等に協力のあった、薩摩藩士以外の人物について付した。

△人名注参考資料▽

「明治維新人名辞典」（吉川弘文館）

「鹿児島県姓氏家系大辞典」（角川書店）

「新撰 大人名辞典」（平凡社）